



資料1

規制改革推進会議 医療・介護WG資料

議題：「データヘルス改革におけるPHR等の個人向けサービスの実施計画」について

平成31年 3月14日

厚生労働省

個人の健康診断結果や服薬履歴等の健康等情報を電子記録として本人や家族が正確に把握するための仕組み

日本においては厳密な定義はされていない

本人の健康等情報

各健診・検診情報

- ・特定健診
- ・事業主健診
- ・乳幼児健診
- ・学校健診
- ・妊婦健診
- ・骨粗鬆症検診
- ・歯周疾患検診
- ・がん検診
- 等

個人の健康情報

- ・身長、体重
- ・血圧、脈拍
- ・運動習慣（歩数等）
- ・飲酒/喫煙
- ・睡眠時間
- 等

健康に関連する医療等情報

- ・予防接種履歴
- ・薬剤情報
- ・医療等情報
- 等

利用目的に応じたデータ化した管理・保存が必要な情報の整理

本人

健康等情報を電子媒体で正確に把握

PHRになじまない情報等

想定される効果

自身の健康等情報を正確に把握することで
日常生活習慣の改善や健康増進につながる

PHRの構築

- ・個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR(Personal Health Record)について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。
- ・そのため、予防接種歴(平成29年度提供開始)に加え、平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。さらに、薬剤情報等の医療等情報の提供についても、必要性、費用対効果等を踏まえて検討し、本年度中に結論を得て必要な工程を整理し、平成33年度以降の可能な限り早期にデータの提供を開始することを目指す。
- ・あわせて、API開放等により、本人の許諾を受けた民間サービスの事業者もデータ活用可能な仕様とすることを検討する。これにより、例えば、ウェアラブル端末等で計測したバイタル情報や日々の介護サービスの提供状況等の本人・家族等へのフィードバック、電子版お薬手帳との連携など民間サービスの創意工夫を促進する。
- ・さらに、PHRサービスモデル及び情報連携技術モデルについて、実証等を通じ普及展開を図る。ウェアラブル端末などのIoT機器を用いた効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けた実証を進めるほか、糖尿病以外の生活習慣病や介護予防等の分野にも拡大し、新たな民間による健康医療情報活用サービスの創出・高度化を支援する。
- ・乳幼児期の健診・予防接種等の健康情報については、一元的な確認等が可能となるような仕組みの構築等を目指し、これまでの調査研究の成果も踏まえつつ、乳幼児健診の項目の標準化を検討し、本年度中に結論を得るとともに、電子化を促進する。

(1) 今後、PHRとして情報提供していくべき情報の種別

特定健診、薬剤情報、乳幼児健診等については、
2020年度（又は2021年度）の提供開始に向けて調整中。

（予防接種歴は2017年度より提供開始）

(2) PHRとして情報提供するための課題

提供すべき情報

（例）データのソース(管理者)、利用目的、データの種別 等

データの円滑な提供

（例）データの電子化、記録様式の統一 等

データの適切な管理

（例）保存方法、保存先、保存期間 等

データの効果的な利活用

（例）マイナポータル、Open API、民間事業者との連携 等

マイナポータルを活用したPHRサービス

【2020年度に実現できること】

個人の健康状態や服薬履歴等を本人や家族が把握、日常生活改善や健康増進につなげるための仕組みであるPHR（Personal Health Record）について、2020年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの提供開始を目指す。

（特定健診データ） 2020年度の特定健診データからマイナポータル等での情報提供開始を目指す。

（子ども時代の健診情報等） マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。

【それ以降に実現できること】

（特定健診データ） 特定健診の保険者が変わっても、過去の健診結果も含めて閲覧が可能になる。

健診結果を経年的に分かりやすく提供することで、個人の健康増進に向けた行動変容に繋げることが出来る。

（薬剤情報） マイナポータル等で本人等へ情報提供（システムの稼働時期については、今後関係者と調整）

【イメージ】

特定健診データ・薬剤情報

- ・保険者は、新規加入者等の過去の特定健診データを効率的に取得し、特定保健指導の場面で活用できる。
- ・本人は、保険者を異動しても異動前の特定健診データを経年で確認し、継続した健康管理ができる。
- ・本人同意の下で、保険医療機関・保険薬局が照会し、閲覧できるようになることで、特定健診データの診療場面での活用や、多剤・重複投与の軽減などにつなげることができる。

マイナポータルによる閲覧

マイナポータルの仕様は政府内で調整が必要

子ども時代の健診情報等

- ・市町村が保有する乳幼児健診、妊婦健診、予防接種に関する電子化した情報をマイナポータルを活用して一元的に確認することにより、健康管理ができる。

市町村が保有する健康情報
一部は医療機関からの報告により把握

妊婦
健診情報

定期予防
接種情報

乳幼児健診情報

電子化



マイナポータルによる閲覧

